

基本目標V 市民とともに進める推進体制の充実

豊前市において男女共同参画を推進するためには、行政職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を理解し、認識を深めることが必要です。また、行政、市民及び事業者等が連携することも重要です。男女共同参画推進拠点の機能や庁内の推進体制の充実を図るとともに、市民、企業、地域団体等の模範となるよう、庁内におけるワーク・ライフ・バランスや男女共同参画を積極的に推進します。

●主な施策1 推進体制の充実

- (1) 市民と協働の推進体制の充実
- (2) 庁内における男女共同参画の推進

●主な施策2 特定事業主行動計画の着実な推進

- (1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大
- (2) 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 女性職員の管理職登用の促進

●女性職員の管理職登用状況

豊前市職員		総人数:218人	女性職員:80人	比率:36.7%
管理職	32	4	12.5%	
	うち部長級	4	0	0.0%
	うち課長級	18	3	16.7%
	うち課長補佐級	10	1	10.0%
係長級	60	21	35.0%	

(令和4年4月現在)

～計画における重点項目～

1

地域における男女共同参画の推進

地域の団体に対して男女共同参画に関する啓発や情報提供を積極的に行うとともに、女性の積極的な登用や組織運営の見直しについて働きかけます。また、地域でのリーダーとなる女性の育成や人材リストの充実と活用を図ります。

➡(女性) 人材リストを充実させ、審議会等における女性の登用率向上を図ります。

2

人材育成とネットワークづくり

市民への啓発や情報提供の手法、媒体等を工夫し、男女共同参画への市民の関心を高めるよう努めます。市内の人材や団体のネットワーク化や行政との協働の機会をつくるなど、市民と協働して施策を推進します。

➡講演会や講座、広報誌を通じた啓発活動の実施方法を工夫し、男女共同参画の推進に関わる市民を増やします。

3

推進体制の充実

男女共同参画推進会議を中心として、関係各課の連携のもとに事業を推進します。また、市民や市内事業所への模範となるよう、豊前市特定事業主行動計画に掲げる目標達成に向け、女性職員の登用や男性職員の育児休業取得促進を図ります。

➡特定事業主行動計画に掲げる目標の達成を目指します。

(管理的地位（係長以上）の女性職員比率、男性職員の育児休業取得率)

概要版

第2次豊前市 男女共同参画 行動計画（後期計画）

令和4年度～令和8年度

男女がともに輝くまち ぶぜん

豊前市では、誰もが大切にされ、一人ひとりの個性と能力を十分に發揮することができるまちづくりに取り組んでいます。

そのための基本的な指針である「第2次豊前市男女共同参画行動計画」を、社会情勢や施策の進捗状況を踏まえて見直し、後期計画を策定しました。

基本理念「男女がともに輝くまち ぶぜん」を達成するために次の基本目標を設定して施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域づくり

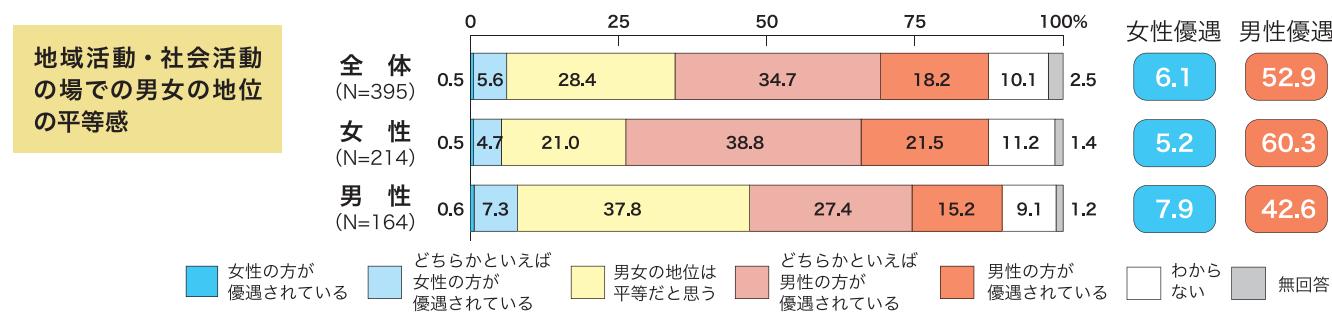
地域を活力と魅力あふれるものにしていくためには、性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして地域づくりに関わり、多様な視点を方針決定や施策に反映していくことが重要です。地域の課題解決に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに地域社会の形成に参画できるよう取り組むとともに、市の審議会・委員会等や地域団体等の役職への女性の登用を推進します。

●主な施策1 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

- (1) 地域における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取組み

●主な施策2 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進

- (1) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進



基本目標II 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

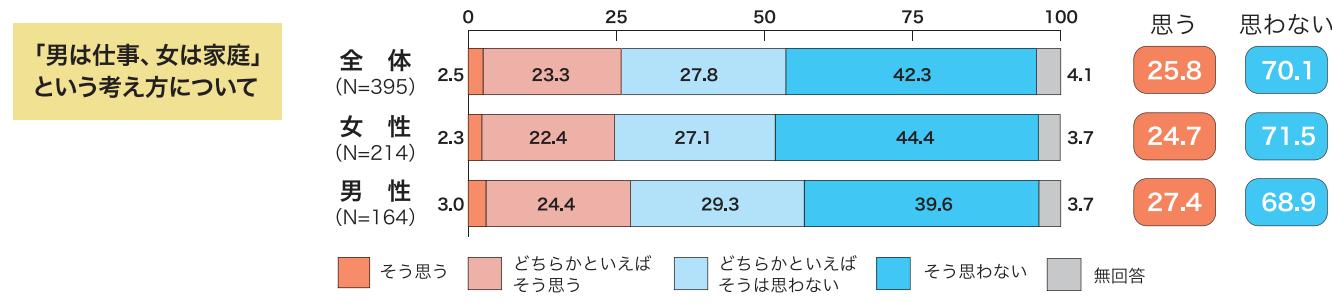
誰もが性別に関わりなく自分らしく生き、輝くことができる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別による固定的な役割分担意識や偏見を抱かず、お互いの個性や生き方を尊重する意識を共有することが重要です。市民や市内事業所、地域団体等に対し、男女共同参画に関する啓発・情報提供を充実するとともに、市民のための相談体制を充実します。また、子どもたちが性別によって将来の可能性を制限されてしまうことのないよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

●主な施策1 男女共同参画に関する啓発活動の充実

- (1) 男女共同参画に関する啓発と相談の充実
- (2) 男女共同参画についての学習機会の提供
- (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

●主な施策2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- (1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進
- (2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進



基本目標III 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

社会・経済状況や家族や地域のあり方が大きく変化するとともに、個人のライフスタイルやライフコースも多様化している現在、これまでの働き方や暮らし方を見直していくことが必要になっています。働く場において市民がそれぞれの個性と能力を活かして活躍できることはもとより、家庭や地域などで充実した活動ができる環境をつくることです。被雇用者だけでなく農林水産業・商工業等の自営業についても、ワーク・ライフ・バランスの実現や仕事と育児や介護との両立が可能となるよう、市民や事業所と協力しながら施策を推進します。

●主な施策1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

- (1) 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- (2) 男女の就労・再就労支援の充実
- (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

●主な施策2 仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備

- (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (2) 子育て支援施策の充実
- (3) 介護を社会で支える環境の整備

●主な施策3 家庭生活における男女共同参画の推進

- (1) 男女の生活面での自立に向けた取組みの推進

基本目標IV 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり

人が性別によって差別されたり、DVやハラスメント等の暴力を受けたりすることは重大な人権侵害です。男女が対等な関係のもとで、生涯にわたり安全で健康な生活を営み、性と生殖に関して正しい知識と決定権をもつことは基本的な人権の一つです。DVやハラスメント、性暴力について市民の認識を高めるよう啓発を進めるとともに、被害者への相談・支援体制を充実させます。また、「リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ*」についての理解を醸成します。さらに高齢者や障がい者、外国人、性的少数者、ひとり親家庭など、社会において複合的に困難な状況におかれがちな人々が安心して暮らすことができるよう支援体制を整え、すべての人が大切にされるまちづくりを進めます。

●主な施策1 あらゆる暴力の根絶

- (1) DV、ハラスメント、性暴力等の防止対策の推進
- (2) DV、ハラスメント、性暴力等に関する相談支援体制の拡充

●主な施策2 生涯にわたる健康づくりの推進

- (1) ライフステージに応じた健康づくり支援
- (2) リプロダクティブ・ヘルス＆ライツについての理解の促進

●主な施策3 社会的マイノリティの人々への支援

- (1) 高齢者・障がい者に対する支援
- (2) 在住外国人に対する支援
- (3) ひとり親家庭等への支援
- (4) 性的少数者への支援

*リプロダクティブ・ヘルス＆ライツとは「性と生殖に関する健康と権利」のこと。子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかなどについて女性が自己決定する権利を中心課題とし、生涯を通じて性と生殖に関する課題については本人の意思を尊重しようとする考え方